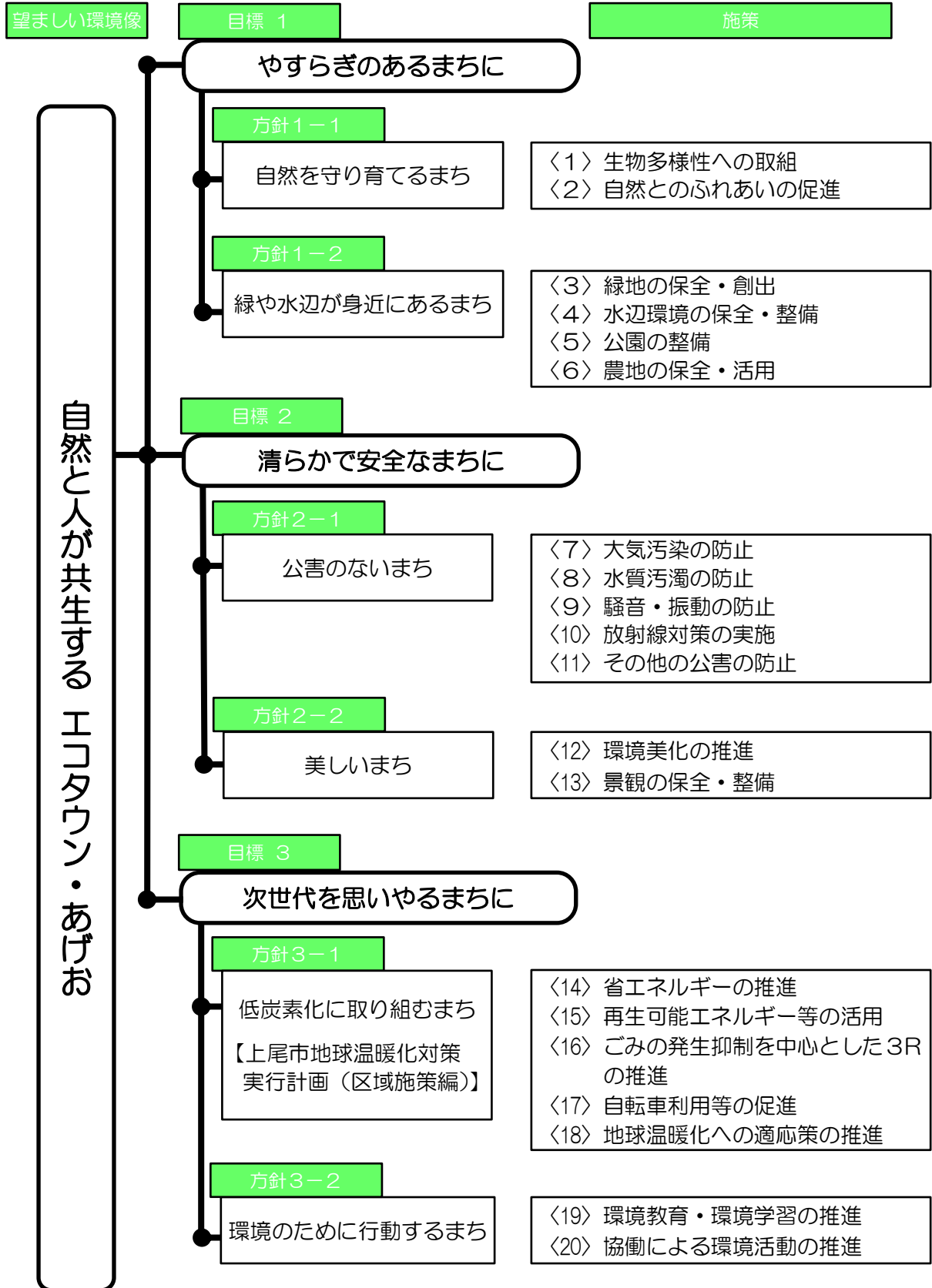


第3章 施策の展開

第1節 施策体系





第2節 施策と取組

目標 1 やすらぎのあるまちに

方針1-1

自然を守り育てるまち

施策〈1〉 生物多様性への取組

生物多様性の保全と生態系サービス^(※)の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。

取組		担当部署
①	自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	環境政策課
②	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による生き物調査を行います。	環境政策課
③	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。 【施策〈3〉①と同じ】	みどり公園課
④	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。 【施策〈3〉②と同じ】	みどり公園課
⑤	多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」の環境を保全します。	農政課
⑥	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。	環境政策課 生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
生物多様性確保の能力を有する緑地の面積	65,545 m ²	→
動植物の生息・生育地の一つである「ふるさとの緑の景観地」の公有地化面積を拡張することで、生物多様性が確保される場所を増大させます。		
特定外来生物の駆除数（アライグマ）	26 頭	→
地域本来の生物に影響を与える特定外来生物の一種であるアライグマの駆除を進めることで、生態系の保全につなげます。		

(※)【生態系サービス】…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

～ 特定外来生物とは？ ～

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物のことを指します。このような外来生物が国内に侵入し定着してしまうと、日本固有の生態系に様々な影響を及ぼしたり、人に危害を加えたり、病気を拡げたり、あるいは農林水産業へ被害を及ぼす可能性があります。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」では、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

埼玉県内では、アライグマの増加が懸念されています。アライグマは、北米原産の中型哺乳動物で、ペットとして輸入されて飼われていたものが逃げたり放されたりして野生化し、比企地域を中心に急激に生息数を増やしており、人家に住み着いたり、農作物被害などを引き起こしたりして問題となっています。



このため、県では外来生物法に基づき「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、平成 19 年 3 月から、県内市町村や関係機関と連携を図りながら計画的に被害対策を行っています。平成 26 年度は 54 市町村で 3,541 頭を捕獲・駆除しました。

出典：「埼玉県ホームページ」「埼玉県環境白書」「特定外来生物等一覧（環境省）」





施策〈2〉	自然とのふれあいの促進
-------	-------------

自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあう機会を増やすため、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により推進します。

取 組		担当部署
①	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈19〉⑤と同じ】	環境政策課 農政課 みどり公園課
②	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈20〉③と同じ】	環境政策課
③	身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈19〉③と同じ】	環境政策課
④	保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。	みどり公園課

環境指標	実績値	指標の方向性
自然体験型イベントへの参加者数	2,000 人	→
自然観察会・農業体験など体験型環境イベントを通して環境への関心を高め、自然とのふれあいを促進します。		

方針1-2

緑や水辺が身近にあるまち

施策〈3〉 緑地の保全・創出

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。

市内に残された貴重な緑地を保全するため、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。

さらに、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

取 組		担当部署
①	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。 【施策〈1〉③と同じ】	みどり公園課
②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。 【施策〈1〉④と同じ】	みどり公園課
③	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。	みどり公園課
④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度 ^(※) の拡大を図ります。 【施策〈5〉④と同じ】	みどり公園課
⑤	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。	みどり公園課
⑥	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。	みどり公園課
⑦	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。	商工課
⑧	市内の緑の状況を把握し、今後の施策に活かすため、必要に応じて「みどりの実態調査」を行います。	みどり公園課

環境指標	実績値	指標の方向性
開発指導により新たに創出された緑地の面積	0.42ha	→
開発行為に対して緑地の設置を指導することにより、新たな緑地の創出を図ります。		

(※)【緑のパートナーシップ制度】…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。





施策〈4〉	水辺環境の保全・整備
-------	------------

河川や農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行い、水辺に親しめる場を確保するとともに、水辺の生物が生息・生育できる環境づくりに努めます。

取 組		担当部署
①	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。	河川課
②	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。	河川課
③	堤防や護岸等の損傷箇所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。	河川課
④	潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。	農政課

環境指標	実績値	指標の方向性
河川における不法投棄の件数	4 件	→
河川パトロール等による監視により、河川にごみが不法投棄されるのを防ぎ、水辺環境の保全につなげます。		

～ 郷土愛が原動力★憩いの場としての水辺再生 ～
（第2回あげお環境賞受賞 鴨川を愛する会）

以前の鴨川は、真っ黒いヘドロがたまり悪臭を放つ、生き物の姿もない汚い川でした。この状況に危機感を抱き、地域の子もたちが水辺で遊び、市民が憩える空間になるように、できることから行動していこうと1987年に会が結成されました。

活動は河川内のごみを拾うクリーン作戦、ごみ投棄の禁止を訴える看板の設置、市内小学校での環境学習として鴨川の話や水質検査、捕獲した魚の観察などを行っています。

このような地道な活動が功を奏し、今では多くの生き物が暮らす癒しの空間となっています。



施策〈5〉

公園の整備

市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。

取組		担当部署
①	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。	みどり公園課
②	新たな公園を創出するため、空閑地 ^(※) や生産緑地地区の公有地化に努めます。	みどり公園課
③	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。	みどり公園課
④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の拡大を図ります。 【施策〈3〉④と同じ】	みどり公園課
⑤	身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。	みどり公園課

環境指標	実績値	指標の方向性
都市公園の面積	88ha	→
身近に利用できる都市公園の面積を拡大することで、市民の憩いの場、自然とふれ合える場を増やします。		

～ 知る人ぞ知る！まちの人気スポットは公園のトイレ ～
(第13回あげお環境賞受賞 渡邊 義夫さん)



地域のみなさんが気持ちよく利用できるようと、渡邊さんは平成18年から錦町中央公園のトイレの清掃を週3回継続して実施しています。

この上平地区自慢のきれいなトイレは、公園で遊ぶ親子だけではなく、郵便配達や宅配をされる方なども利用するほどです。渡邊さんの活動は地域をあげて支援されており、トイレ横には自治会で作った掃除用具入れが設置されています。

お近くにお越しの際には、ぜひ一度ご覧ください。

(※)【空閑地】…休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。





施策〈6〉	農地の保全・活用
-------	----------

作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。

取 組		担当部署
①	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。	農政課
②	環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。	農政課
③	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈20〉④と同じ】	農政課
④	地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。	農政課 学校保健課
⑤	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。	農政課 農業委員会事務局

環境指標	実績値	指標の方向性
利用権が設定された農地の面積	58.8ha	→
農業者と農地所有者との間で農地貸借等の権利（利用権）が設定された農地面積を拡大することで、新たな耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全を図ります。		

目標 2 清らかで安全なまちに

方針 2-1

公害のないまち

施策〈7〉 大気汚染の防止

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物（VOC）や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

取組		担当部署
①	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。	生活環境課
②	揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度 ^(※) について広報に努めます。	生活環境課
③	工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
④	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。【施策〈14〉⑨と同じ】	環境政策課 生活環境課
⑤	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈17〉⑥と同じ】	交通防犯課

環境指標	実績値	指標の方向性
光化学スモッグ注意報の発令回数	9回	→
大気汚染の原因物質の発生抑制により、光化学スモッグの発生を減らすことで、大気汚染による健康被害の低減を図ります。		

(※)【PRTR 制度】…人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量および廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。





施策〈8〉	水質汚濁の防止
-------	---------

市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。

取 組		担当部署
①	家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。	生活環境課
②	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。 【施策〈11〉③と同じ】	生活環境課
③	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。	環境政策課 河川課 下水道施設課
④	工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
⑤	生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する市民に対し補助します。	生活環境課
⑥	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。	下水道施設課

環境指標	実績値	指標の方向性
水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率	82.3%	→
工場・事業場への立入検査や指導により、排水基準に適合している工場等の割合を増加させることで、公共用水域の水質保全を図ります。		

施策〈9〉	騒音・振動の防止
-------	----------

騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。

取組		担当部署
①	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。	生活環境課
②	住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。	都市計画課
③	市民の快適な生活環境を維持するため、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況	90%	→
道路騒音・振動にかかる要請限度を超えず基準を達成している割合を向上させることで、騒音・振動の改善に努めます。		

施策〈10〉	放射線対策の実施
--------	----------

市内の空間放射線量や放射性物質を測定し、測定結果を公表するとともに、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等の適切な措置を実施します。

取組		担当部署
①	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。	生活環境課
②	基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染、食材の使用停止および農作物の販売停止などの措置を実施します。	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
公共施設の放射線量測定箇所において基準値を超えている箇所数	0か所	→
公共施設における空間放射線測定の定期的な実施により、基準値を超えている箇所を0か所に維持することで、放射能による不安や健康被害を防ぎます。		





施策〈11〉	その他の公害の防止
--------	-----------

悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。

取組		担当部署
①	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。	生活環境課
②	地盤沈下を防止するため、県とともに継続的な調査および監視を行います。	生活環境課
③	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。 【施策〈8〉②と同じ】	生活環境課
④	工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。	生活環境課
⑤	市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。	生活環境課
⑥	ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。	生活環境課
⑦	アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。	生活環境課
⑧	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。	建築安全課

環境指標	実績値	指標の方向性
悪臭にかかる苦情件数	8件	→
工場・事業場等からの悪臭について、状況を把握し、指導することにより、良好な生活環境の維持に努めます。		
ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気）	100%	→
ダイオキシン類について状況把握や排出抑制の指導により、環境基準の達成率を100%に維持することで、汚染による健康被害を防ぎます。		
アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数	16棟	→
アスベストの使用状況把握と分析調査への補助により、アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数を減らすことで、健康被害を防ぎます。		

方針2-2

美しいまち

施策〈12〉 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

取 組		担当部署
①	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。	西貝塚 環境センター
②	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。	西貝塚 環境センター
③	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。	道路課 河川課
④	路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。	生活環境課
⑤	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。	生活環境課
⑥	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈20〉⑤と同じ】	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
クリーン上尾運動 ^(※) のごみ回収量	25t	→
環境美化に対するモラルの向上により、ごみの不法投棄やポイ捨て等を減らすことで、ごみのない美しいまちを目指します。		

(※)【クリーン上尾運動】…市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日(5月30日=ごみゼロの日)を中心に、地区(上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地)ごとに実施される美化活動。





施策〈13〉	景観の保全・整備
--------	----------

良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。

取 組		担当部署
①	まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。	道路課
②	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。	都市計画課
③	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。	道路課
④	残された田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。	農政課
⑤	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。	都市計画課

環境指標	実績値	指標の方向性
街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数	3	→
建築物等の色彩を周囲の環境と調和をとるよう記した地区計画数を増加することで、景観に配慮したまちづくりにつなげます。		
違反屋外広告物看板の撤去枚数	9,909 枚	↘
条例に違反した景観を阻害する屋外広告物の除去対策を進めることで、良好なまちの景観づくりに努めます。		

目標 3 次世代を思いやるまちに

方針3-1

低炭素化に取り組むまち 【上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

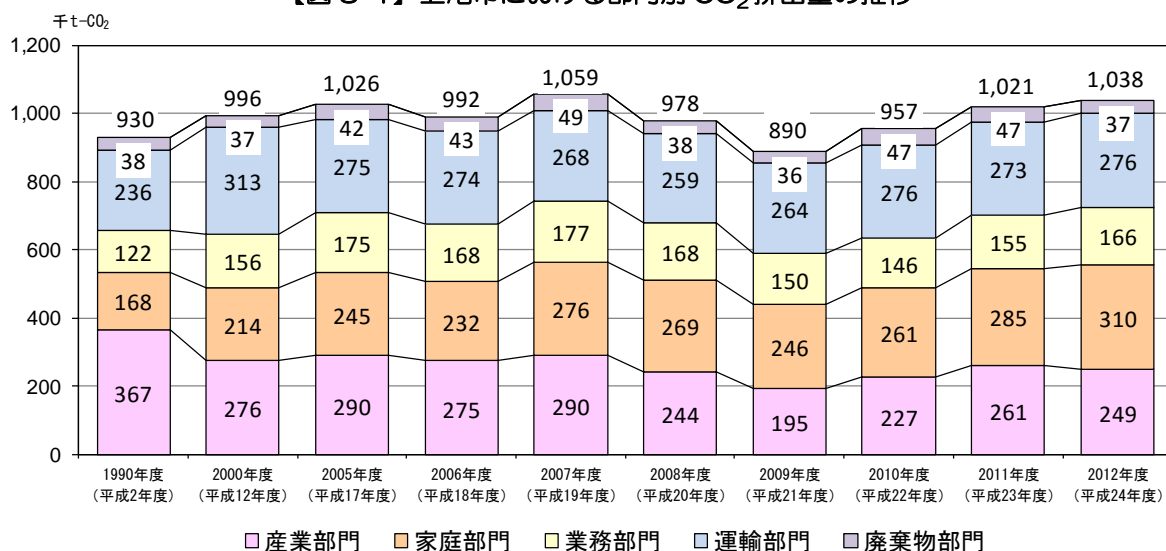
1. 上尾市のCO₂排出量の状況

上尾市から排出される温室効果ガス排出量のうち約96%が二酸化炭素（CO₂）によるものです。

市内から排出されるCO₂排出量は、2009（平成21）年度を下限として、近年は増加傾向にあり、2012（平成24）年度は1,038千t-CO₂となっています。

部門別のCO₂排出量をみると、「家庭部門」からの排出量が増加傾向にあります。2012（平成24）年度における部門別CO₂排出量は、「家庭部門」（29.8%）が最も多く、次いで「運輸部門」（26.6%）、「産業部門」（23.9%）となっています。

【図3-1】上尾市における部門別CO₂排出量の推移



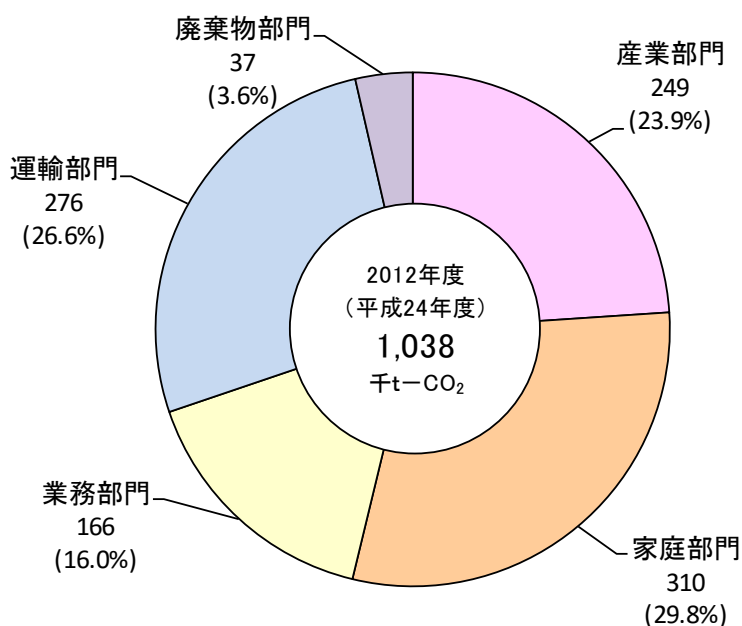
出典：「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012年度」

<各部門が対象としているCO₂について>

- 産業部門…第一次・二次産業の産業活動で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 家庭部門…家庭が住宅内で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 業務部門…第三次産業の産業活動で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 運輸部門…家庭および企業が人・物の輸送・運搬で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 廃棄物部門…廃棄物の焼却により生じたCO₂



【図 3-2】 上尾市における部門別 CO₂ 排出量の割合（2012 年度）



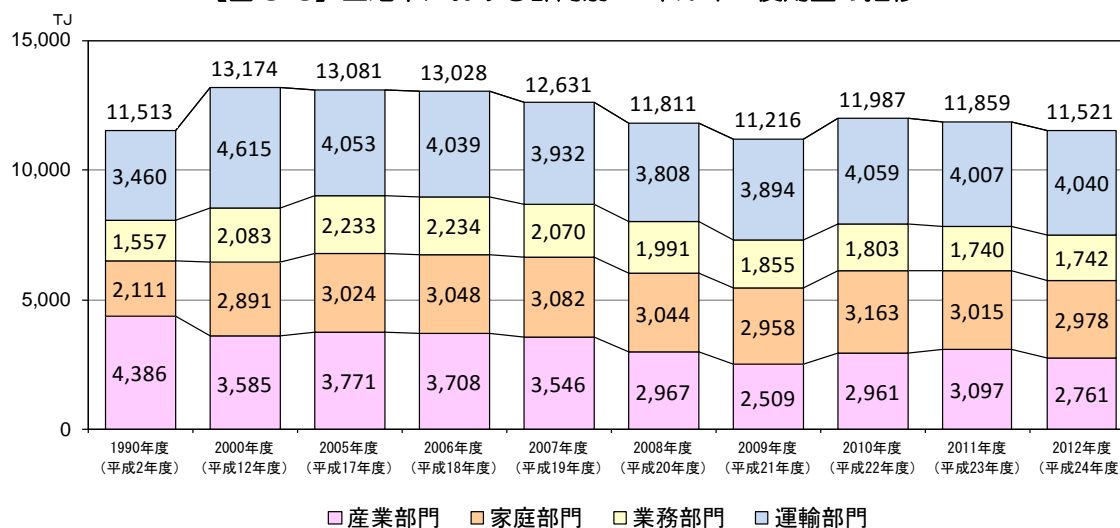
出典：「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012 年度」

【参考】 上尾市のエネルギー使用量の状況

上尾市の年間エネルギー使用量は、2008（平成 20）年度以降、約 12,000TJ [テラジュール] 前後で推移しており、2012（平成 24）年度は 11,521TJ となっています。

2012（平成 24）年度における部門別エネルギー使用量は、「運輸部門」（35.1%）が最も多く、次いで「家庭部門」（25.9%）、「産業部門」（24.0%）、「業務部門」（15.1%）となっています。

【図 3-3】 上尾市における部門別 エネルギー使用量の推移



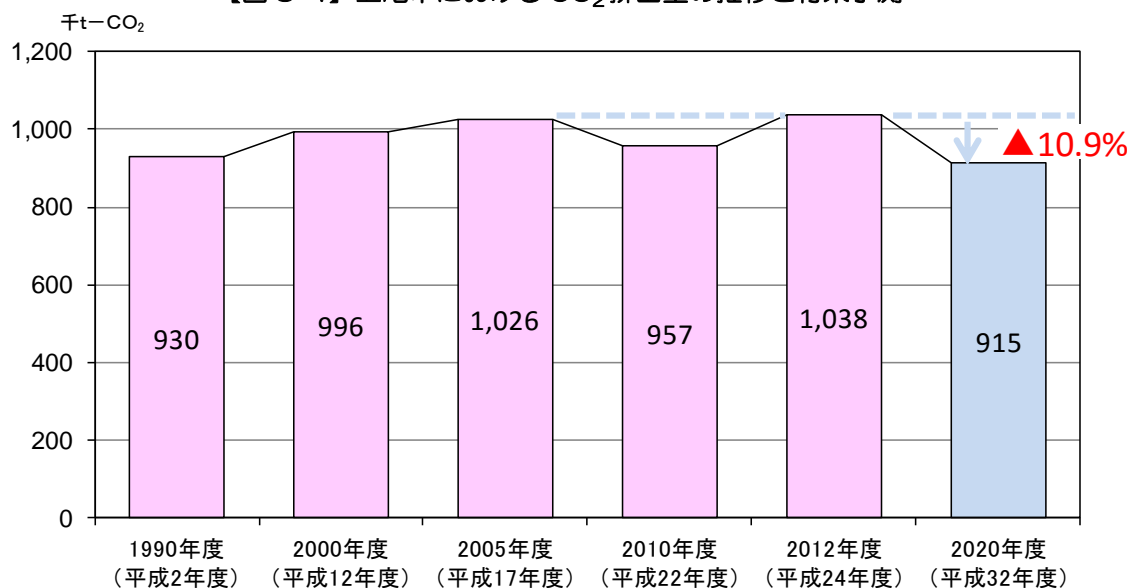
出典：「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012 年度」

2. 上尾市のCO₂排出量の将来予測

東日本大震災後に改訂された「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (改訂版) 埼玉県地球温暖化対策実行計画」を参考に、基準年次を 2005 (平成 17) 年度とし、電力の CO₂ 排出係数を基準年次の値 (0.368kg-CO₂/kWh) で固定した場合、目標年次である 2020 (平成 32) 年度において、追加対策を施さなかった場合の上尾市の CO₂ 排出量の将来推計結果は以下のとおりです。

国内における省エネルギー化の一層の推進や設備機器の高効率化などを背景に、CO₂ 排出量は 2020 (平成 32) 年度には基準年次から 10.9%減の 915 千 t-CO₂ と予測されます。

【図 3-4】上尾市における CO₂ 排出量の推移と将来予測



3. CO₂の削減目標

望ましい環境像の実現に向けて市民・事業者・行政などの各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、地域総ぐるみで温暖化対策を進めていくため、CO₂排出量の削減目標を設定します。

(1) 削減率の設定の考え方

削減率の設定にあたっては、政府約束草案である『2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）』のほか、県の「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）」の『2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減する』の目標を踏まえ、削減の見通しなどを総合的に勘案する必要があります。

しかしながら、国のエネルギー政策やエネルギーミックスの先行きが不透明なこと、電力会社による電力のCO₂排出係数改善が不透明なことから、これらの動向に影響されず、市民や事業者など電力需要側が責任を持てる部分に特化していくこととします。

(2) 削減目標

上尾市がこれまで実施してきた地球温暖化防止に向けた取組に加えて、市民や事業者の省エネルギー行動の拡大に向けたさらなる支援により、見込まれる削減量を考慮した結果、以下の削減目標を掲げます。

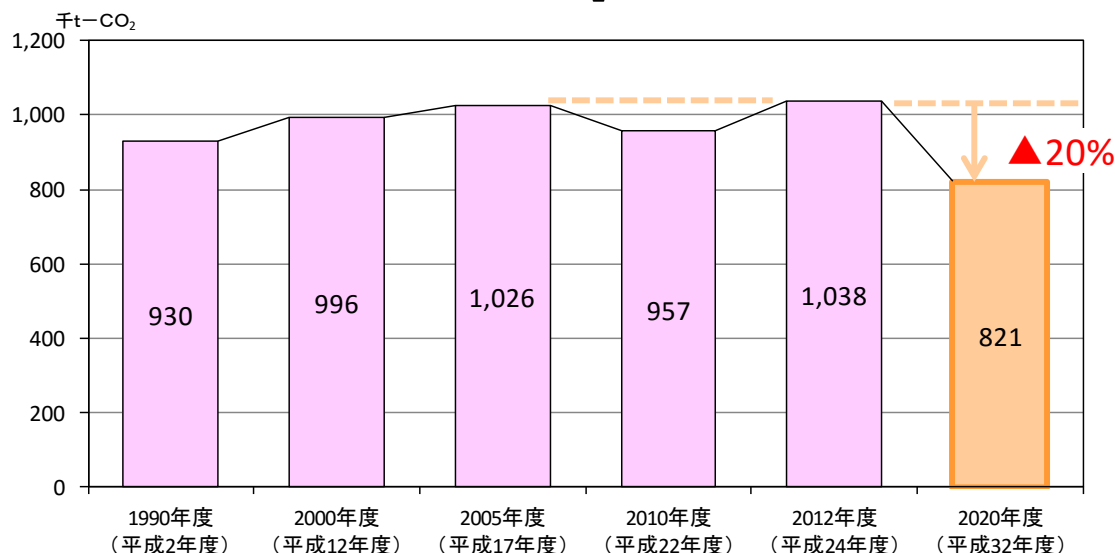
2020（平成32）年度までに上尾市のCO₂排出量を
2005（平成17）年度比20%削減する

（※ 目標年度において、CO₂排出係数は2005年度の係数で算出しています。）

この削減目標は、国のエネルギー政策の見通しが明らかになるまでの中期目標であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく道標となるものです。

基準年次の2005（平成17）年度から約205千t-CO₂、2012（平成24）年度からは約218千t-CO₂の削減が必要です。

【図3-5】上尾市におけるCO₂排出量の推移と削減目標



施策〈14〉

省エネルギーの推進

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断、エコチューニング等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。

また、市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

<市民の取組>

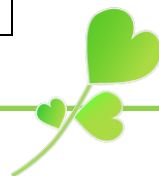
	取 組	担当部署
①	家庭におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減を図るため、家庭でできる省エネルギー活動を積極的にPRします。	環境政策課
②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課
③	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。【施策〈15〉②と同じ】	環境政策課
④	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、家庭にグリーンカーテンを普及・促進します。	環境政策課

<事業者の取組>

	取 組	担当部署
⑤	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。	環境政策課
⑥	事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課
⑦	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、事業所や学校にグリーンカーテンを普及・促進します。	環境政策課 教育総務課
⑧	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。	環境政策課 関係各課

<地域の取組>

	取 組	担当部署
⑨	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。【施策〈7〉④と同じ】	環境政策課 生活環境課
⑩	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。	環境政策課





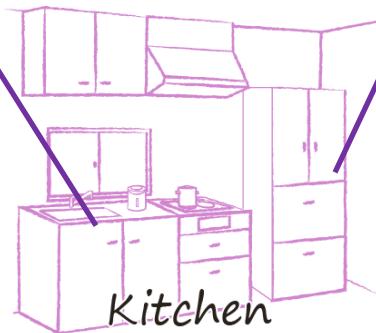
環境指標	実績値	指標の方向性
市内の CO ₂ 排出量	1,038 千 t-CO ₂	→
地域全体で省エネルギー活動に取り組むことで、市内の CO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。		
市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量	18,798t-CO ₂	→
市が「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた取組を推進することで、公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量を削減し、一事業者として地球温暖化の緩和に努めます。		

～ 家庭の省エネを進めよう ～

上尾市全体で排出される CO₂ の約 30%が、家庭における日常生活から排出される CO₂ です。エネルギーを効果的に使って、かしこくシンプルな省エネライフを進めましょう。

コンロ・食器洗い

- ・ 炎が鍋底からはみ出さないようにする
→CO₂ 削減量 約 5 kg
- ・ 食器を洗う時は低温にする
→CO₂ 削減量 約 20 kg
- ・ 電気ポットを使用しない時はコンセントを抜く
→CO₂ 削減量 約 38 kg



冷蔵庫

- ・ ものを詰め込みすぎない
→CO₂ 削減量 約 15 kg
- ・ 季節に合わせて温度を調整する
→CO₂ 削減量 約 22 kg
- ・ 壁から離して設置する
→CO₂ 削減量 約 16 kg

エアコン

- ・ 冷暖房温度をこまめに調整する
→CO₂ 削減量 約 30 kg
- ・ フィルターをこまめに清掃する
→CO₂ 削減量 約 11 kg

照明

- ・ LED 照明に交換する
→CO₂ 削減量 約 50 kg



テレビ

- ・ テレビ画面を明るくしすぎないようにする
→CO₂ 削減量 約 10 kg

浴室

- ・ お風呂は間隔をあけずに続けて入る
→CO₂ 削減量 約 87 kg
- ・ こまめにシャワーを止める
→CO₂ 削減量 約 29 kg



出典：「家庭の省エネ大辞典」「省エネ性能カタログ 2015 年冬」

施策〈15〉

再生可能エネルギー等の活用

再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、地域分散型のエネルギーとして災害時に活用できます。

本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

取組		担当部署
①	CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境政策課
②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事などの実施に対して補助します。 【施策〈14〉③と同じ】	環境政策課

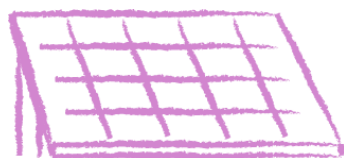
環境指標	実績値	指標の方向性
省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数	381件	→
省エネルギー型設備の導入や省エネリフォーム工事等を促進することで、家庭からのCO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。		

～ 上尾市省エネ対策推進奨励金を活用しよう ～

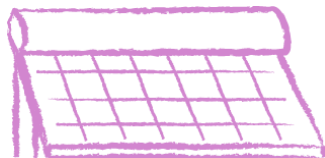
上尾市では、自主的に省エネ活動に取り組む皆さんに予算の範囲内で省エネ対策推進奨励金を交付しています。

奨励金の詳細は、上尾市環境政策課のホームページで確認できます。

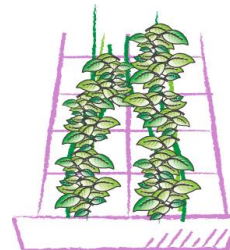
住宅用太陽光発電システム、太陽熱温水器、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、グリーンカーテン、電気自動車などの導入を検討されている方は、ぜひご活用ください。（補助金の交付対象は、変更する場合があります。）



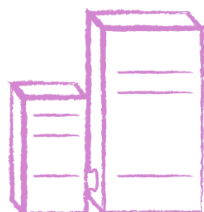
住宅用太陽光発電システム



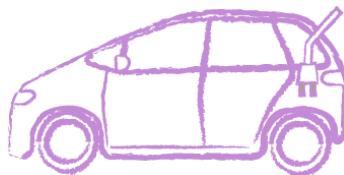
太陽熱温水器



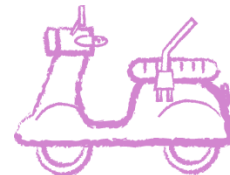
グリーンカーテン



エネファーム



電気自動車



電動バイク





施策〈16〉	ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進
--------	--------------------

ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。

ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

また、市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体で3R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。

取組		担当部署
①	家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。	環境政策課
②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	環境政策課
③	ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかけます。	環境政策課
④	公共施設から出る生ごみの減量化のため、生物分解などの処理方法を調査します。	環境政策課
⑤	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。	環境政策課
⑥	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。	建築安全課
⑦	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	環境政策課
⑧	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。	西貝塚 環境センター

環境指標	実績値	指標の方向性
地域リサイクル活動による資源回収量の割合	8.3%	➔
地域リサイクル活動の活性化により、市全体のごみ量（家庭系ごみ・事業系ごみ）における地域リサイクル活動による資源回収量の割合を増やすことで、ごみの排出抑制・再利用・再資源化につなげ、CO ₂ 排出量の削減を図ります。		

～ 地域リサイクル活動でごみが“宝”と“絆”に大変身 ～

市では、日常生活から排出されるごみを抑制し、ごみの減量と資源の再利用を推進するために、地域におけるリサイクル活動を支援しています。地域の皆さんが積極的にリサイクル活動に参加することで、回収した資源物の売払金等が地域活動の原資になるだけでなく、住民同士に絆が生まれます。まさに、ごみが“宝”と“絆”に大変身！

市内には、活気あふれる独自のリサイクル活動で、あげお環境賞を受賞した団体が数多くあります。

施策〈17〉	自転車利用等の促進
--------	-----------

自動車の利用に伴い排出される CO₂ を抑制するため、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めます。

取 組		担当部署
①	市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。	交通防犯課
②	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。	交通防犯課
③	自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。	交通防犯課
④	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。	交通防犯課
⑤	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。	都市計画課 道路課
⑥	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈7〉⑤と同じ】	交通防犯課

環境指標	実績値	指標の方向性
整備した自転車レーンの長さ	2.5km	➔
「上尾市自転車ネットワーク計画」に基づいて自転車レーンの整備を進めることで、自転車を利用しやすい環境をつくり、自動車の利用に伴う CO ₂ 排出量の削減を図ります。		

～ 5km 未満の移動は自転車で！ ～

上尾市内の自動車保有台数約 110,000 台のうち、108,000 台以上が自家用車（家庭のマイカー、事務所・店舗の商用車）です。上尾市では、平成 24 年度において自家用車全体で年間約 27 万 t-CO₂ が排出されており、市全体の CO₂ 排出量の約 26% を占めています。

自動車による移動の約 40% は 5 km 未満の移動と推測されており、このような短距離移動を自動車から自転車に切り替えることで、年間約 11 万 t-CO₂ の排出量の削減が見込めます。

自転車利用を促進する効果は多岐にわたりますが、「手軽で便利」「経済的で安い」「渋滞がなく早い」「健康的で環境に優しい」「ゆっくり走れて楽しい」ことが自転車利用のメリットとしてあげられます。

「自転車 de “元気” “健康” “ハッピー”」を合言葉に、今日から積極的に自転車を利用してみませんか。





施策〈18〉	地球温暖化への適応策の推進
--------	---------------

IPCC 第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986年から2005年の平均よりも0.3～1.7℃上昇すると予測しており、地球温暖化による影響は避けられない状況になっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。

取組		担当部署
①	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。	環境政策課 みどり公園課
②	夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。	環境政策課
③	熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。	環境政策課
④	ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。	危機管理防災課
⑤	ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者に雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。	建築安全課 河川課

環境指標	実績値	指標の方向性
クールシェア実施箇所数	11 箇所	➔
市内のCO ₂ 排出量削減につながるクールシェアを実施している公共施設等の箇所数を増やすことで、地球温暖化に適応する取組を推進します。		

～ みんなでクールシェア ～

夏の暑い日、家の電気使用量の半分以上をエアコンが占めています。そこでひとり一台のエアコンをやめ、涼しい場所をみんなで共有するのが「クールシェア」です。

おうちでクールシェア：例えば3台のエアコンをつけていたら2台を止め、1部屋に集まり家族団らんで過ごそう。

ご近所でクールシェア：自宅のエアコンを止め、ご近所のお宅に集まってご近所同士のコミュニケーションを深めよう。

自然でクールシェア：木陰や水辺といった自然が多く涼しい場所に行き、快適な時間を過ごそう。

まちでクールシェア：図書館やカフェなど、身近で涼しい場所に行き、ゆったりとした時間を過ごそう。

方針3-2

環境のために行動するまち

施策〈19〉 環境教育・環境学習の推進

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

取 組		担当部署
①	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。	環境政策課
②	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。	環境政策課 生涯学習課
③	身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈2〉③と同じ】	環境政策課
④	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	環境政策課 指導課
⑤	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉①と同じ】	環境政策課 農政課 みどり公園課
⑥	将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。	環境政策課 生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
環境イベントの初参加者数	—	→
環境推進大会や環境問題学習会等のイベントを通して環境への関心を高め、市民の環境意識の全体的な底上げを図ることで、環境教育の推進につなげます。		





施策〈20〉	協働による環境活動の推進
--------	--------------

将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとする中で、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。

取組	担当部署
① 将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。	環境政策課
② 環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境政策課
③ 市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈2〉②と同じ】	環境政策課
④ 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈6〉③と同じ】	農政課
⑤ 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈12〉⑥と同じ】	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
環境保全活動を行う登録団体数	103 団体	➔
環境保全活動を行う登録団体の数を増やすことで、環境活動に取り組む人々の裾野を広げ、市民・事業者・行政の協働による環境活動の推進に努めます。		

～ 次代を担う子どもたちによる環境活動 ～

市内の小中学校では、次代を担う子どもたちによるさまざまな環境活動が行われています。学区内の通学路や公園でごみ・空き缶を拾う清掃活動、PTA とともに牛乳パックや空き缶等を回収するリサイクル活動などが身近な活動として行われています。また、児童・保護者・学校応援団と学校が協働でグリーンカーテンを設置して夏の暑さをしのぎ、収穫したゴーヤを給食に取り入れるなど、環境教育だけでなく食育につなげている学校もあります。

このように、五感を使って身近な環境保全に取り組むことで、上尾市の未来、ひいては地球規模で環境を考え、行動できる人材を育てていきます。